

トピックス

1

国民健康保険税を
決定します

令和6年度国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に送付します。

送付時期 7月中旬

納付方法 ①②のいずれかの方法で納付してください。

①普通徴収（口座振替または納付書）

7月から令和7年3月までの9回で納付。

※納付は原則口座振替です。

口座振替の手続は市ホームページをご覧ください。

②特別徴収（年金天引き）

年金支給月に年金から天引き。

その他 「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月16日(土)以降に提出された場合は、

本来とは異なる保険税や自己負担となる場合があります。

計算方法 国民健康保険税は、被保険者の人数と前年の所得を

基に、世帯単位で算定します。

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

ID 299727788

所得割額	均等割額	平等割額	保険税(年額)	
世帯の被保険者の前年中所得金額×それぞれの所得割率	世帯の被保険者数×それぞれの均等割額	世帯の被保険者数にかかわらず一律	※100円未満切捨て	
所得割	均等割	平等割	課税限度額	
医療分	6.3%	25,800円	19,400円	650,000円
支援分	2.3%	9,400円	7,100円	240,000円
介護分	1.8%	10,000円	5,300円	170,000円

※令和6年度から所得割額の税率及び支援分の課税限度額を改正しています。

2

国民健康保険
高齢受給者証と限度額
適用認定証などの更新

新しい高齢受給者証を送付します

ID 431634361

8月1日(木)から使用していた
だく高齢受給者証(白色)を送付
します。

送付時期 7月中旬

対象 70歳～74歳の国民健康保
険被保険者

その他 高齢受給者証には窓口
負担割合が記載されています。医
療機関で診察・治療を受ける時

は、国民健康保険被保険者証と高
齢受給者証を医療機関の窓口
に必ず提示してください。

限度額適用認定証などの更新は
申請が必要です

ID 914453558

現在の認定証の有効期限は7
月31日(水)です。入院や高額な外来
診療の予定があり、8月以降も引
き続き認定証が必要な方は、8月
中に更新手続きをしてください。

対象となる認定証

◆国民健康保険限度額適用認定証

◆国民健康保険限度額適用・標準
負担額減額認定証

◆国民健康保険限度額適用・標準
負担額減額認定証

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

手続きに必要なもの

◆対象者の国民健康保険被保険
者証

◆来庁者の本人確認書類(運転免
許証など)

◆マイナンバー確認書類(世帯主
と対象者のマイナンバーカード、
マイナンバー通知カードなど)

◆別世帯の方が申請する場合は
委任状

◆注意事項

◆入院や高額な外来診療の予定
がない場合は、必要が生じたとき
に申請してください。

◆マイナ保険証(健康保険証の利
用登録をしたマイナンバーカー
ド)を利用する場合は、更新手続
きは不要です。ただし、長期入
院該当となる方については引き
続き申請が必要となります。

◆国民健康保険税を滞納してい
ると限度額適用認定証などの交
付を受けられません。

3 後期高齢者医療保険料が決定されます

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

ID 123127400

令和6年度後期高齢者医療保険料決定通知書および納入通知書を送付します。

送付時期 7月中旬

納付方法 後期高齢者医療保険料決定通知書および納入通知書をご覧ください。

その他 「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月16日(土)以降に提出した場合は、本来とは異なる保険料や自己負担となる場合があります。

計算方法 保険料は、被保険者の令和5年中の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合算して計算します。

所得割額
(所得金額-基礎控除額)
×所得割率 11.13%

+

被保険者均等割額
被保険者一人当たり
53,438円

=

保険料(年額)
(限度額 80万円)
100円未満切捨て

令和6、7年度の保険料率

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年としていた。この期間の医療給付費などの財源に充てるため、2年ごとに保険料率の改定を行っています。運営主体の愛知県後期高齢者医療広域連合では、令和6、7年度の保険料率を次のように決定しました。

令和4、5年度の保険料率

所得割率 9.57%
被保険者均等割額 49,398円

令和6、7年度の保険料率

所得割率 11.13% (※)
被保険者均等割額 53,438円

(※) 令和6年度は、令和5年度の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者の所得割率は10.40%となります。

保険料賦課限度額の改定

令和6年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額が改定されました。高所得者の方に、より多くの保険料を負担いただくことで、中間所得者層の負担軽減が図られています。

◆令和5年度まで 66万円

◆令和6年度から 80万円

ただし、令和6年度については、令和6年度に75歳年齢到達によって、新たに後期高齢者医療制度に加入される方を除き、賦課限度額は73万円となります。

保険料の軽減

次に該当する方は保険料の軽減があります。

◆所得の低い方

世帯主と世帯の被保険者全員の所得の合計が次の表の所得要件以下の世帯は、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減割合	所得要件
7割	43万円+[10万円×(給与所得者などの人数-1)]以下
5割	43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+[10万円×(給与所得者などの人数-1)]以下
2割	43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+[10万円×(給与所得者などの人数-1)]以下

◆職場の健康保険などの被扶養者だった方

所得割が課せられず、被保険者均等割額が資格取得後2年間は5割軽減されます。

あいち後期高齢者医療
コールセンター

ID 395538393

後期高齢者医療の保険料、保険証や各種給付など後期高齢者医療制度に関するコールセンターを開設しています。

保険料の算定方法や保険証の負担割合、高額療養費などの各種給付は、コールセンターへお問い合わせください。保険料の納付は市保険医療課へお問い合わせください。

電話 0570-011-558

期間 令和7年3月31日(月)まで

(土日祝、年末年始は除く。ただし、7月13日(土)から8月31日(土)までは、土日祝も開設します。)

時間 午前8時45分～午後5時15分

注意事項 コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせたり、ATMの操作を指示したりすることは一切ありません。

コールセンターの利用には通話料がかかります。

4

後期高齢者医療保険証
などの更新後期高齢者医療被保険者証
(保険証)

8月1日(木)から使用していた
だく保険証を送付します。

送付時期 7月下旬

送付方法 簡易書留郵便(転送
不要)

注意事項 8月になっても保険
証が届かない場合は保険医療課
へ連絡してください。

現在お持ちの保険証(オレンジ
色)は7月31日(水)が有効期限で
す。

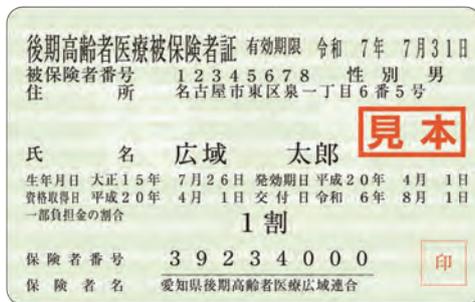
全ての方に安心してマイナ保険
証を利用していただけるよう、個
人番号がオンライン資格確認等
システムに正確に登録されている
ことをお知らせするために、個人
番号の下4桁を台紙に印字して
送付します。保険証をはがした後
の台紙は、細かく裁断するなどし
て破棄してください。

問合せ
保険医療課

(TEL 23-7625)

ID

532949509



▲新しい保険証は若草色です

限度額適用・標準負担額減額認定証
(減額証)、限度額適用認定証(限度額証)

送付時期 7月下旬

対象 有効期限が7月31日(水)の
減額証・限度額証をお持ちの方
で、8月以降も引き続き減額証・
限度額証の交付対象となる方。

注意事項 新たに減額証・限度額
証が必要となる方は申請が必要で
す。保険医療課または各総合支所
地域課で手続きをしてください。

5

新城さくらPay
(プレミアム付デジタル
商品券)申込の開始問合せ
新城さくらPay事務局

(TEL 0120-6600870)

産業政策課

(TEL 23-7634)

市内で利用できるプレミアム
付デジタル商品券の申込を開始
します。

5,000円で
8,000円分の
デジタル商品券を
購入できます。



利用期間 8月9日(金)～12月27日(金)

対象 市内在住の方

販売数 電子版22,000

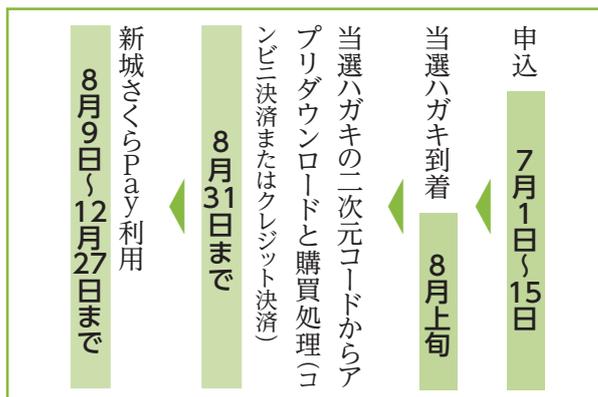
セット予定(1人2セットまで)

申込 7月1日(月)から15日(月)ま
でに専用ホームページから申込
み。当選通知はハガキでご自宅
に郵送されます。



▲専用ホームページ
(商品券の概要や利用可
能店舗も確認できま
す。)

利用方法 当選ハガキに印字さ
れている二次元コードから専用
アプリをインストールし、利用
してください。



その他 応募者多数の場合は抽
選です。

専用ページから代表者がご家
族分まとめて申込可能です。(こ
の場合、家族全員分の商品券が
代表者のスマホなどに入りま
す)